

令和3年度 福島県特別支援教育センター 専門研修講座 発達障がいの教育 I

「発達障がいのある幼児児童生徒の基礎的な理解と対応」実施要項

- 1 目的 通常の学級における発達障がいのある幼児児童生徒の特性に応じた支援の在り方、個別別の教育支援計画の活用や関係機関との連携の在り方について研修を行い、資質の向上を図る。

<県指標項目>特に向上を目指す資質・能力（7子どもの理解、10特別支援）

- 2 主催 福島県特別支援教育センター
 及び 〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4番地の1
 会場 電話 024(952)6497 FAX 024(952)6599

- 3 期日 令和3年7月1日（木） 9：30～16：00

- 4 参加者 幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校の教員及び保育所・認定子ども園の保育士・保育教諭

- 5 日程

9:15 9:30 9:45 10:45 11:00 12:00 13:00 13:30 15:45 16:00

受付	開講式	講義1	休憩	演習	昼食・休憩	講義2	協議（適宜休憩）	閉講式
----	-----	-----	----	----	-------	-----	----------	-----

- 6 研修内容

- (1) 講義1 「発達障がいの理解」
 福島県特別支援教育センター 指導主事
- (2) 演習 「発達障がいのある幼児児童生徒の困難さを考える」
 福島県特別支援教育センター 指導主事
- (3) 講義2 「協議の進め方」
 福島県特別支援教育センター 指導主事
- (4) 協議 「特別な支援を必要とする子どもの支援策を探る」
 福島県特別支援教育センター 指導主事

- 7 その他

- (1) 別紙「研修にあたって」「駐車場案内」を確認の上、受講すること。
 (2) 昼食については、各自持参すること。
 (3) 受講に際し合理的配慮の提供を希望する場合は、「研修における配慮申請書」（様式6）を受講日の一ヶ月前までに提出すること。なお、申請内容によっては、協議を行い合意形成を図った上で決定するものとする。

なお、様式による意思の表明が困難な場合は、その他の方法による申請も可とする。